

株 主 各 位

大阪市北区豊崎五丁目4番9号
e B A S E 株 式 会 社
代表取締役社長 岩 田 貴 夫

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願いいたします。

事前に議決権行使をいただける場合は、2022年6月24日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 大阪市北区芝田一丁目1番35号
大阪新阪急ホテル 2階 星の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結
計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結
果報告の件
2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の
件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (注)1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイト (<https://www.ebase.co.jp/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ebase.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<ご出席される株主様へのお願い>

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開始時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〈書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月24日（金曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■本サイト利用ガイド

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(議決権行使等のご請求)

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角) **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。 **パスワード変更**

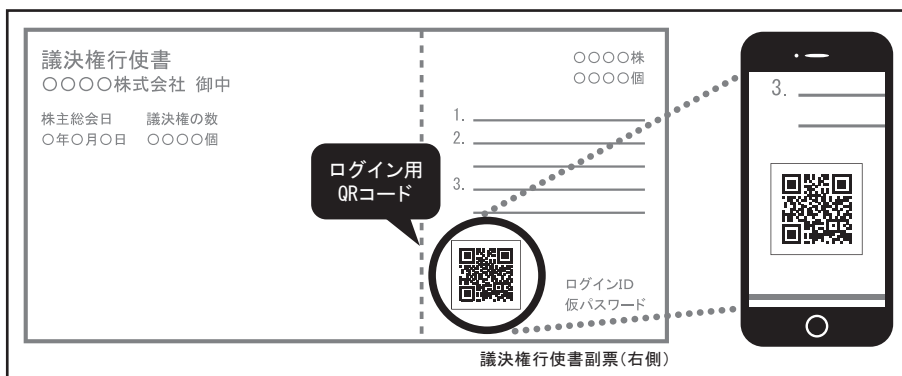
お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する)

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されています。
仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様
ご指定による任意のパスワードに変更してください。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログイン
ID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降
は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで
のログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行
ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的な半導体不足及び原油高による経済活動抑制のなか、ウクライナ情勢の緊張の激化により、不透明な状況にあります。国内経済は、政府による、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出と解除が繰り返され、国内経済は緩やかに回復の兆しを見せつつも、原材料や製品の供給不足、原材料価格や輸送費の高騰、不安定な原油相場等、引き続き先行きに不透明感や停滞感が継続しています。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成し、活動いたしました。

eBASE事業は、CMS (Content Management System) 開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとし、様々な商品情報を管理・運用できるパッケージソフトウェアを提供することにより、業界別に商品情報交換の全体最適化を目指しています。なかでも食品業界、日雑業界、医薬業界、文具業界、家電業界、住宅業界、工具業界等向けに統合商品情報データベースシステムとしてパッケージソリューションを継続的に開発提供しています。この「ミドルウェアeBASE」を商品マスター管理システムだけでなく、投資対効果の高い基幹系システムのマスターデータマネジメント (MDM: Master Data Management) システムの開発基盤として幅広い用途での活用にも展開しています。

また、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売を推進しています。更に、主要な業界別に、製品画像を含む詳細な製品スペック情報等のリッチな製品情報を標準化しサプライヤー/バイヤー企業間でデータ交換を行う、商品データプールサービス「商材えびす」を開発提供しています。

BtoBtoCモデルの取り組みとしては、2021年2月からスタートした「商材えびす(食材えびす)」のアレルギー、栄養成分等の品質情報を「ミドルウェアeBASE」を利用して開発した消費者向け健康支援スマホアプリ(「e食なび」、「e食カatalog」、「e食ちらし」等)で消費者へ開示し、その消費者ユーザーを小売のECサイトや店舗へ誘導する等の、小売企業の販促プロモーションのCX (Customer Experience) 向上の為のDX (Digital Transformation) 提案を推進しました。更に、2021年12月には、住宅・家電業界を中心とした、住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」を開発リリースし、2022年2月から大手ハウスメーカーでの本格運用もスタートしました。

eBASE-PLUS事業は顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しています。

当連結会計年度における当社グループの業績の結果は、売上高4,352,215千円（前年同期比49,262千円増）、営業利益1,081,701千円（前年同期比129,753千円減）、経常利益1,087,821千円（前年同期比150,650千円減）、親会社株主に帰属する当期純利益744,047千円（前年同期比125,742千円減）となりました。

なお、当連結会計期間の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。詳細につきましては、「連結注記表」Ⅲ. 会計方針の変更をご確認ください。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

〔食品業界向けビジネス〕

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、食の安全・安心システム「FOODS eBASE」においては「食材えびす」の普及推進も含めてeBASE商品情報交換の標準化が継続的に進展しました。

食品業界における「食材えびす」のコンテンツビジネス展開としてはネットスーパーやECサイトの需要増に伴い、ECサイト事業者やWebサービス事業者からの引き合いや連携案件の増加傾向は継続しています。

BtoBtoCモデルの取り組みとしては、食品小売向け販売促進支援サービス「e食なび」、「e食カATALOG」、「e食ちらし」の普及推進と営業展開を継続しました。複数の小売企業の「ネットスーパー（ECサイト）」及び「電子棚札」連携目的で「e食カATALOG」が受注及び内定しました。また、掲載商品データのコンテンツ面での拡充では大手小売のPB商品が「e食なび/e食カATALOG」で掲載を開始しました。更に、食品メーカーや小売PBオーナー企業が作成している料理レシピ情報のコンテンツを、共通フォーマットでデータベース化するデータプールサービス「レシピえびす」と、「e食なび/e食カATALOG/e食ちらし」に掲載されている商品情報に対応するレシピ情報を「レシピえびす」から連携させるサービスを開始しました。小売、食品メーカー、外食企業等の業態を問わず食品業界全般を対象に「レシピえびす」へのレシピ情報登録とレシピデータ生成の支援機能を有するクラウドサービス「RECIPE eBASE Cloud」のサービス提供を開始しました。「e食なび」の新たな販促普及策としては、全国のアレルギー科医院の医師及びアレルギー患者へDMやアプリカードの配布等に取り組みしました。

開発面では、食品品質情報管理システム「eB-foodsVer4.10」を正式にリリースしました。また、「食材えびす」の機能拡張を継続的に実施しました。スマホアプリ開発用の開発プラットフォームとしての「eBASEミドルウェア」の機能強化も継続するとともに、「e食なび」、「e食カATALOG」、「e食ちらし」の各アプリケーションの機能改善、拡張を継続的に実施しました。「e食なび」では一般食材詳細画面からその食材を使用した関連レシピ表示機能を搭載することで「レシピえびす」に登録されたレシピ情報の活用シーンの拡大を

実現しました。

特許戦略の取り組みとしては、食品小売の販促支援ツールとしてチラシ掲載食品のアレルゲン、栄養素等をスマホで閲覧できる「e食らし」の特許権(特許第6943382号)、更に「e食くいず」で利用している商品データベースからクイズ自動生成方法の特許権(特許第6901742号)、また商品の撮影画像と、サイズ・色・形状・文字情報等を用いて、当該撮影画像の商品を特定するシステムの特許権(特許第6857373号)を取得しました。

全体的に商談数は増加傾向にあり、大型案件の商談も昨年より増加しておりますが、新型コロナウイルス(オミクロン株)の急拡大等の影響から一部の新規大型案件の先送り及び、既存プロジェクトの遅延により検収時期のずれが発生しました。

食品業界向けビジネスの売上高は、前年同期比で微減となりました。

[日雑業界向けビジネス]

商品データプールサービス「日雑えびす」の販売促進に継続して注力しました。

停滞していたドラッグストア業界からの引き合いや深耕営業の提案数は緩やかに回復傾向にあります。既存顧客のドラッグストアでは「商材えびす」が新たに追加採用され、ECサイトでの活用も開始されました。また、大手家電量販店でも「日雑えびす」導入の検討が開始しました。

ドラッグストア向けには、近未来のインバウンド需要の回復を見据えた医薬品や日用品の商品情報の多言語対応と、実店舗への来店促進、及び将来的なECサイト誘導を支援する多言語商品情報検索サービス「Drugstore Navi」を開発リリースしました。

日雑・生活関連品向け製品詳細情報管理システム「eB-goods (R)」を小売企業で新規受注しました。また、流通卸企業では仕様書収集目的で「eB-goods (R)」の新規導入と運用を開始しました。

既存顧客への「eB-goods (R)」のリブレースは、複数の日用品メーカー、大手小売で完了しました。

製品メーカーやPBベンダー向けの製品企画開発支援ソリューション「PDM eBASE」は、大手コンビニエンスストア、大手ドラッグストアで新たに受注しました。

特許戦略の取り組みとしては、衣料品等を購入した消費者にサイズについてのアンケートを実施し、購入した商品の詳細寸法等の商品情報とアンケートから、ボディサイズ情報を高い精度で類推することができ、適したサイズの商品のレコメンドが可能となる特許権(特許第6884355号)を取得しました。

日雑業界向けビジネスの売上高は、新型コロナウイルス感染症による新規商談、開発設計の打ち合わせの影響は緩やかに回復に向っておりますが、進捗遅延や商談の停滞も継続傾向にあり、大手顧客の本部機能が集中する首都圏ではオミクロン株への感染者が急拡大し、複数の案件で受注と、納品・検収が次年度以降への先送りや見送りが発生したことから前年同期比で減少となりました。

〔住宅業界向けビジネス〕

住宅業界は、既存の複数の大手ハウスメーカーで活用されてきた「住宅えびす」が、新規の大手ハウスメーカーでも利用が開始され普及が促進されました。「住宅えびす」では、従来のメンテナンス部品管理用途だけにとどまらず、新たに設備建材の仕様選択や初期提案用途での一般部材管理での利活用に向けてハウスメーカーでの拡販が進んでいます。

住宅・家電業界を中心としたBtoBtoCモデルとして、住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」を開発リリースしています。大手ハウスメーカーでは「住宅えびす」と「e住なび」を活用した施主向け設備情報開示の本番運用が2022年2月より開始されました。これにより複数の大手ハウスメーカーや、中小ハウビルダーからも引合いが増加しております。また、特許戦略として「e住なび」に関わる特許権（特許第7024952号）を取得しています。

住宅業界向けビジネスの売上高は、昨年度からコロナ禍によりハウスメーカー参加の会合が通年で延期や中止されたことに伴い、導入事例紹介の機会損失が大きく影響し、また継続検討中である案件での打合せ回数の減少により検討が延期や長期化していますが、既存顧客への追加改修案件の増加により、売上高は前年同期比で大幅に増加となりました。

これらの結果、eBASE事業の売上高は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も落ち着きを見せ始め、商談数は順調に増加傾向にありましたが、2022年1月からの再拡大により顧客担当者への出勤制限等による商談や検収業務の遅延や停滞が発生しました。また第3四半期までに納品・検収済みの一部の大型案件での想定外の高負荷対応に迫られ、その影響から次案件の商談も遅延しました。特に業績の季節性が強いeBASE事業の大手顧客の本部機能が集中する首都圏ではオミクロン株への感染者が急拡大したことから、第4四半期（1月～3月）の殆どの期間が「まん延防止等重点措置」が適用され、複数の案件で受注、納品・検収が次年度以降への先送りや見送りが発生したことから1,960,040千円（前年同期比76,288千円減）、経常利益757,584千円（前年同期比159,680千円減）となりました。

②eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスにおいて、顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力しました。季節性が少なく四半期単位での契約ベースのストック型のビジネスモデルであることから、今年度も、概ねコロナ禍の影響も小さく、ほぼ計画通りの業績になりました。具体的な取り組みとしましては、稼働工数増加のため専門知識・経験を持ち即戦力となる中途採用を推進し、人材の確保・育成・教育にも努めました。引き合いに見合う人材の確保は困難な傾向が依然として継続しています。また、顧客との単価交渉も継続的に実施しました。売上高は、前期から継続する案件の開発遅れ等があり、一時的に稼働が上がり、前年同期比で増加しました。

これらの結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、2,394,574千円（前年同期比125,325千円増）、経常利益は330,011千円（前年同期比9,029千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業の82,836千円であります。その主な内容は、eBASE事業の自社利用のソフトウェア36,927千円、社宅30,180千円、東京支社移転に伴う附属設備6,458千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長が著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、さらなる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとしての「eBASE」及び、コンテンツプロバイダーとしての商品データプール「商材えびす」をデファクト化することを前提とした、OMO(Online Merges with Offline)環境の実現を通じてDX(Digital Transformation)やCX(Customer Experience)の向上を推進する、新しい付加価値を生み出す為の戦略モデルであり、このようなビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案、遂行し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材や、開発人材の育成が不可欠です。また、eBASE-PLUS事業では事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うと共に、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し、総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認決裁ワークフローのシステム化によってヒューマンエラーを防ぎつつ、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェア「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うと共に既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」のクロスセル・アップセルを提案してまいります。また、商品情報コンテンツの流通クラウドサービスである「食材えびす」を小売りへ普及、活用度の強化を推進すると共にメーカー利用の促進に加え、小売の販促を支援する消費者向けスマホアプリ(「e食なび」「e食カタログ」「e食ちらし」等)によるBtoBtoCモデルの推進に取り組んでまいります。

④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS(Content Management System)開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、新たな業界別のパッケージソフトの

開発と顧客別にカスタマイズした統合商品情報管理システムの開発販売の継続推進、強化に取り組みます。特に特化した業界（日雑、医薬、文具、家電、住宅、工具業界等）には商品データプールサービス「各えびすシリーズ(商材えびす)」と連動した攻略アプローチを継続すると共にスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか「ミドルウェアeBASE」のモバイル端末向け機能強化等も継続し、業界別商品情報交換環境デファクト獲得の推進と共に、普及・促進及び顧客別の統合商品情報管理システム受注促進に取り組んでまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、その継続的機能強化を行うと共にパートナー企業の開拓と既存顧客への深耕、基幹系サブシステムの事例獲得に努める等、エンタープライズ領域における基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、スマートフォン向け機能強化やeBASEノンプログラミング開発環境及び品質向上を実現するためのテストの自動化、ドキュメントの自動生成等の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業や食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続的推進並びにメーカー企業向けには無料「eBASEjr.」ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供する有料クラウドサービス「FOODS eBASEjr.cloud」の拡販を推進しております。また、商品データプールサービス「商材えびす」では、食品業界向け「食材えびす」、「レシピえびす」、「惣菜えびす」、日雑業界向け「日雑えびす」、医薬業界向け「OTCえびす/調剤えびす」、家電業界向け「家電えびす」、工具業界向け「工具えびす」、住宅業界向け「住宅えびす」、文具業界向け「文具えびす」、カーアクセサリ業界向け「カー用品えびす」、スポーツ用品業界向け「スポーツえびす」等のビッグデータクラウドビジネスの更なる創出・リリースに取り組んでまいります。

⑦ 新事業モデルとしてのBtoBtoCモデルの推進

従来の顧客企業向けBtoBモデルから、顧客企業(B)を介して消費者(C)への情報提供を実現するBtoBtoCモデルとして消費者向けスマホアプリ等を開発し、普及活動に取り組んでまいります。「商材えびす/食材えびす」のビッグデータを生かした消費者向けスマホアプリ「e食なび」「e食カatalog」「e食ちらし」等を開発し、消費者を小売企業のECサイトや店舗へ誘導する等の、小売企業の販促プロモーションのCX（Customer Experience）向上の為にDX（Digital Transformation）提案を推進してまいります。また、多くの健康志向やダイエット志向の消費者に無料提供をすることで、顧客企業(B)である食品小売では、店舗やECサイトで販売する食品の商品画像や食品表示情報を低コストで開示提供することが可能になります。住まいについては、住宅・家電業界を中心とした、住宅設備、家電設備等の住まいに関する製品情報と取扱説明書やパンフレット等の管理を実現するスマホアプリ「e住なび」の提供を開始しました。これらCXが向上する小売り企業の販促施策支援のサービスの開発提供に取り組んでまいります。

⑧ 特許戦略の推進

将来の事業展開に備え、特許の取得を推進しております。特許戦略に基づき当社サービスの差別化を図るとともに、特許に基づく各種新サービスを開発、提供に取り組んでまいります。

⑨ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を継続して検討しております。また、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 区分	第 18 期 2019年 3 月期	第 19 期 2020年 3 月期	第 20 期 2021年 3 月期	第 21 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (千円)	4,043,097	4,441,416	4,302,952	4,352,215
経 常 利 益 (千円)	1,131,693	1,330,805	1,238,471	1,087,821
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	784,630	904,260	869,790	744,047
1株当たり当期純利益(円)	17.09	19.67	18.90	16.16
総 資 産 (千円)	4,573,949	5,266,018	5,884,801	6,306,393
純 資 産 (千円)	4,082,363	4,747,742	5,414,352	5,845,984
1株当たり純資産(円)	88.54	102.95	117.34	126.67

- (注) 1. 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	第 18 期 2019年 3 月期	第 19 期 2020年 3 月期	第 20 期 2021年 3 月期	第 21 期 (当事業年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,823,438	2,090,246	2,036,328	1,960,040
経 常 利 益 (千円)	828,836	1,017,479	904,432	745,476
当 期 純 利 益 (千円)	585,240	697,883	649,893	518,342
1株当たり当期純利益(円)	12.75	15.18	14.12	11.25
総 資 産 (千円)	3,262,744	3,751,316	4,143,180	4,341,192
純 資 産 (千円)	2,959,153	3,418,155	3,864,869	4,070,795
1株当たり純資産(円)	64.10	74.04	83.69	88.13

- (注) 1. 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首より適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株 式 会 社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービスの運用
eBASE-PLUS 株 式 会 社	90,000千円	100.00%	顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の2事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、パッケージソフトウェアの開発、販売及びCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売、「eBASE」を使ったクラウドシステムの開発販売やデータテーブルサービスの運用事業を行っております。更に、様々な顧客企業の個別ニーズに合わせてカスタマイズされた統合商品情報データベースシステムの開発販売に加え、主要な業界別に多くのバイヤー企業やサプライヤー企業が参加する、商品情報の企業間流通クラウドサービス「商材えびす」の開発提供を推進しております。

「eBASE-PLUS事業」は、顧客企業からの受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守等のIT開発アウトソーシングビジネスを行っております。

(12) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本 社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市
- ② 重要な子会社の事業所
eBASE-NeXT株式会社
本 社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本 社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中区
九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
469名	17名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	8名増	39.3歳	8.1年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 128,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,164,800株(自己株式 1,105,562株を含む)
- ③ 当期末株主数 12,753名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
常 包 浩 司	16,799,550株	36.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,316,700株	7.20%
日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,386,300株	3.01%
西 山 貴 司	1,323,100株	2.87%
岩 田 貴 夫	1,067,983株	2.32%
常 包 和 子	1,065,600株	2.31%
山 崎 健 太 郎	836,800株	1.82%
窪 田 勝 康	777,200株	1.69%
明 石 克 巳	775,335株	1.68%
西 尾 浩 一	723,200株	1.57%

(注)当社は、自己株式1,105,562株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。
- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	常 包 浩 司	・ eBASE-PLUS株式会社取締役
代 表 取 締 役 社 長	岩 田 貴 夫	
取 締 役	窪 田 勝 康	・ 執行役員CFO ・ eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 山 貴 司	・ 執行役員大阪ソリューションB.U. 管掌 ・ eBASE-PLUS株式会社監査役
取 締 役	上 野 雅 彦	・ 執行役員東京ソリューションB.U. 管掌
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 田 博 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 田 泰 弘	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 森 浩 一	

- (注)1. 監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。又、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏を独立役員として届け出ております。
2. 当社の監査等委員会につきましては、以下のとおりです。
当社は、常勤の監査等委員を選任しておりません。監査等委員である取締役永田博彦氏は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、毎週開催される重要な会議に出席する他、取締役（監査等委員を除く。）から情報収集を行っております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責条項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社執行役員と管理職が兼務する子会社取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員永田博彦氏、福田泰弘氏及び高森浩一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を会社法第427条第1項に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する額であります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		確定金銭報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である者を除く)	119,676	119,676	—	—	5
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）総額年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）総額年額25,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 役員の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容

①取締役報酬額等の決定方針等

・取締役報酬制度の基本的な考え方

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬制度は「中長期利益の最大化」を目標に、継続的な成長と企業価値向上を目指し、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社役員が担うべき機能・役割、当社の業績水準に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ業績の達成状況等に応じた報酬制度とすることで、報酬決定の公正性を保つとともに、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る方針として2021年3月1日に取締役会決議をいたしました。

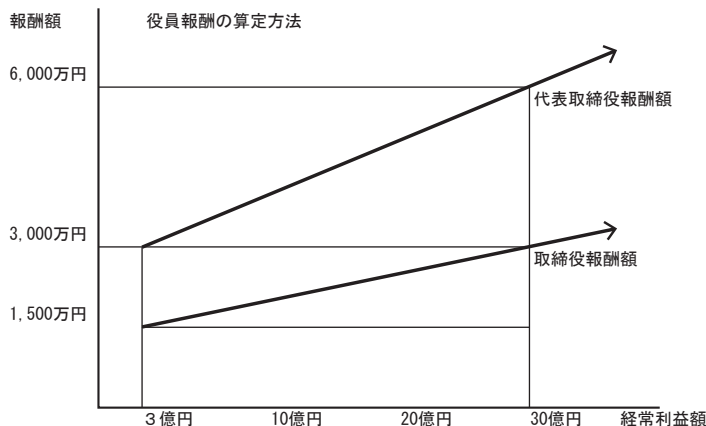
・報酬の算定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、前年の連結経常利益実績を変数として、当該年度報酬額を取締役会決議に基づく内規で定める一定の計算式により算出し、取締役会決議を経て決定しております。なお、報酬は固定報酬のみとしており、株

式報酬や賞与等の変動する報酬は支給しておりません。具体的には、下図のとおり経常利益3億円を基準点として報酬額を定め、経常利益30億円をメルクマールとして報酬額を定めた一次関数により算出しております。ただし、本算定方法は経常利益3億円の時点で定めたものであり、今後の業績の拡大による経常利益の増加に伴い基準となる経常利益額とメルクマールとする経常利益額及び報酬額を再設定し、適宜報酬額の見直しを図ってまいります。

代表取締役の報酬は、2名の報酬額の合計を以下の計算式により算出します。算出した金額を代表取締役間の協議により分配します。

代表取締役の報酬合計 ≤ 取締役年収 × 1.1 + 従来の代表取締役年収
 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は固定報酬のみとしております。



・報酬の体系

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役員報酬のみとして、使用人部分給与、手当等、他の給与は原則として支給しない。
3. 監査等委員である取締役（社外取締役）の報酬は年間報酬により定め月次で支給する。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記の報酬の算定方法に従い算出された個人別の報酬額で、公正性の担保された内容であり、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②役員報酬の決定プロセス

前年の連結経常利益を元に算出された報酬額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営幹部により構成する評価会議において決定し、取締役会で決議しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では個人別の報酬等の決定に関し代表取締役等への委任は行っておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	期待される役割及び出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	永 田 博 彦	ハウスメーカーの執行役員として経営に関与し培われた経験と知識を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	福 田 泰 弘	代表取締役として培われた豊富な知識と経験等を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	高 森 浩 一	取締役として培われた豊富な知識と経験を活かし取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査すべく、当事業年度開催の取締役会14回のうちすべて、監査等委員会には14回のうちすべてに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

(注) 株式会社東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）永田博彦、福田泰弘、高森浩一の各氏を独立役員として届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,200千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,200千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。又、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、監査等委員会において検討します。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

〔コーポレートガバナンス〕

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規則に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、「職務権限規程」を整備し、それによって業務を行うことによって、業務の適正化を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

〔コンプライアンス〕

- ① 当社は、経営理念に「貢献なくして利益なし 利益なくして継続なし 継続なくして貢献なし」を掲げ、これを経営の指針としております。
- ② 当社は、取締役及び従業員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、「コンプライアンス規程」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤としております。
- ③ 当社は、「コンプライアンス規程」に定める事項を遵守することにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しております。
- ④ 当社は、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口を設け、コンプライアンス体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を行います。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力排除に関して、基本方針を定めるとともに「反社会的勢力対策規程」において、弁護士や警察等と連携した組織的に対応する体制を規定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存しております。
 - i. 株主総会議事録
 - ii. 取締役会議事録
 - iii. 重要な会議の議事録
 - iv. 予算統制に関するもの
 - v. 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - vi. 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - vii. 稟議書
 - viii. 契約書
 - ix. その他文書管理規程に定める文書
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ② 内部監査部門が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定めます。
- ② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しています。
- ② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は社員に関する事項

- ① 当社は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会は、その職務に必要な場合は、内部監査部門の要員による監査業務の補助について、代表取締役と協議することとします。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき取締役又は社員を置いた場合、当該取締役又は社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとします。又、監査等委員会は当該取締役又は社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保します。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員が監査等委員会に報告するための体制
取締役及び社員は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。又、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとします。
- ② 子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。
子会社の取締役等及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、正当な理由のあるときを除き、当社の監査等委員会の求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止します。又、監査等委員へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取り扱いを受けることを防止します。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等と、情報・意見交換を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役の職務遂行の監査及び監査体制の整備のため代表取締役と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、職務及び業務の適正性を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- (2) 監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。又、監査等委員は会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。
- (3) リスク管理に対する取り組みとして、当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、当社取締役会において所管部門の管理者から随時報告が行われております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への配当政策を重要な経営課題として、安定的な配当の継続と利益還元、企業基盤の強化、今後の事業の拡充を勘案し利益配当を行うことを基本方針としております。中長期に株式保有してくださる株主の皆様のご期待にお応えするため、配当性向30%の目標を維持する方針としておりましたが、中長期的な事業展開を勘案し、内部留保とのバランスを考慮しつつ、今後の普通配当金は、配当性向30%を基準に算出した額と直近の配当金予想額のいずれか高い方といたします。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,963,780	流 動 負 債	455,160
現 金 及 び 預 金	4,021,444	買 掛 金	51,695
売 掛 金	761,302	未 払 金	62,471
契 約 資 産	24,456	未 払 法 人 税 等	129,218
有 価 証 券	135,848	未 払 消 費 税 等	48,147
仕 掛 品	613	契 約 負 債	109,050
そ の 他	20,115	そ の 他	54,578
固 定 資 産	1,342,612	固 定 負 債	5,248
有 形 固 定 資 産	48,034	繰 延 税 金 負 債	5,248
建 物	21,180		
車 両 運 搬 具	2,149		
工 具、器 具 及 び 備 品	6,077		
土 地	18,627	負 債 合 計	460,409
無 形 固 定 資 産	87,192	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	76,176	株 主 資 本	5,778,116
そ の 他	11,016	資 本 金	190,349
投 資 そ の 他 の 資 産	1,207,385	資 本 剰 余 金	222,118
投 資 有 価 証 券	1,124,522	利 益 剰 余 金	5,460,908
差 入 保 証 金	47,872	自 己 株 式	△95,259
繰 延 税 金 資 産	5,943	その他の包括利益累計額	56,121
そ の 他	29,921	その他有価証券評価差額金	56,121
貸 倒 引 当 金	△875	新 株 予 約 権	11,746
		純 資 産 合 計	5,845,984
資 産 合 計	6,306,393	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,306,393

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,352,215
売 上 原 価		2,156,020
売 上 総 利 益		2,196,194
販売費及び一般管理費		1,114,492
営 業 利 益		1,081,701
営 業 外 収 益		19,712
営 業 外 費 用		13,592
経 常 利 益		1,087,821
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,087,821
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	308,389	
法 人 税 等 調 整 額	35,384	343,773
当 期 純 利 益		744,047
親会社株主に帰属する当期純利益		744,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	190,349	220,039	5,048,879	△96,110	5,363,157
会計方針の変更による累積的影響額			△69,536		△69,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	190,349	220,039	4,979,342	△96,110	5,293,620
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△262,481		△262,481
親会社株主に帰属する当期純利益			744,047		744,047
自 己 株 式 の 処 分		2,079		850	2,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,079	481,566	850	484,495
当 期 末 残 高	190,349	222,118	5,460,908	△95,259	5,778,116

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	40,280	40,280	10,915	5,414,352
会計方針の変更による累積的影響額				△69,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,280	40,280	10,915	5,344,816
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△262,481
親会社株主に帰属する当期純利益				744,047
自 己 株 式 の 処 分				2,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,841	15,841	831	16,672
当 期 変 動 額 合 計	15,841	15,841	831	501,167
当 期 末 残 高	56,121	56,121	11,746	5,845,984

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① eBASE事業

1. パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

2. カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

3. ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

4. クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

② eBASE-PLUS事業

1. IT開発アウトソーシングビジネスに係る収益認識

IT開発アウトソーシングビジネスでは、国内企業における基幹系情報システムの受託開発、開発派遣、システムサポート等を行っております。

IT開発アウトソーシングビジネスでは、主に、契約により定められた役務提供を実施した一時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

Ⅱ. 重要な会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当連結会計年度計上額 売上高 77,122千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発において、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

受注制作のソフトウェア開発では、収益総額、原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。収益総額は、当事者間で合意された契約等に基づいて見積りを行っており、収益の計上の基礎となる原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っております。しかしながら、収益総額は、顧客との交渉の状況によって変動する可能性があり、原価総額は、契約ごとの予算を使用して見積りを行っておりますが、受注契約の予算の策定に当たっては、ソフトウェアの完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部のクラウドサービスに係る収益について、従来は契約期間開始時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、受注制作のソフトウェア開発について、進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の場合は工事完成基準を適用していましたが、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積

りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつ期間がごく短い受注契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約負債が64,580千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は13,051千円、売上原価は6,478千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,572千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は69,536千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額	91,563千円
----------------	----------

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	47,164,800株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	262,481	5.70	2021年 3月31日	2021年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	267,143	5.80	2022年 3月31日	2022年 6月28日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 35,640株

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200,000	199,460	△540
②その他有価証券	540,859	540,859	—
資産計	740,859	740,319	△540

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2)「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※3)「有価証券及び投資有価証券」の時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

- ・非上場株式(連結貸借対照表計上額 230,528千円)
- ・投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 288,982千円)

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 社債	—	211,002	—	211,002
資産計	—	211,002	—	211,002

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は329,856千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	199,460	—	199,460
資産計	—	199,460	—	199,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	eBASE事業	eBASE-PLUS事業	
パッケージソフト	372,663	—	372,663
カスタマイズ	485,437	—	485,437
ライセンス&サポート	712,931	—	712,931
クラウドサービス	285,722	193	285,915
IT開発アウトソーシングビジネス	—	2,391,981	2,391,981
その他	103,285	—	103,285
顧客との契約から生じる収益	1,960,040	2,392,174	4,352,215
外部顧客への売上高	1,960,040	2,392,174	4,352,215

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	793,901
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	761,302
契約資産（期首残高）	31,084
契約資産（期末残高）	24,456
契約負債（期首残高）	134,274
契約負債（期末残高）	109,050

契約資産は、主に受注制作のソフトウェア開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受注制作のソフトウェア開発にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は、主にクラウドサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、134,274千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	126円 67銭
2. 1株当たり当期純利益金額	16円 16銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策、および従来の配当性向を維持しながら、より高い水準での株主還元を図るため自己株式の取得をするものであります。

2 取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

500,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

300,000千円（上限）

(4) 取得期間

2022年4月11日から2022年8月31日まで

(ご参考) 2022年3月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	46,059,238株
------------------	-------------

自己株式数	1,105,562株
-------	------------

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,286,966	流 動 負 債	266,552
現 金 及 び 預 金	2,738,870	買 掛 金	18,953
売 掛 金	463,425	未 払 金	26,859
契 約 資 産	24,076	未 払 法 人 税 等	71,551
有 価 証 券	35,848	未 払 消 費 税 等	7,853
仕 掛 品	613	契 約 負 債	109,050
前 払 費 用	6,227	預 り 金	31,987
そ の 他	17,903	そ の 他	295
固 定 資 産	1,054,226	固 定 負 債	3,845
有 形 固 定 資 産	44,936	繰 延 税 金 負 債	3,845
建 物	18,399		
車 両 運 搬 具	2,149		
工 具、器 具 及 び 備 品	5,760	負 債 合 計	270,397
土 地	18,627	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	87,522	株 主 資 本	4,002,927
ソ フ ト ウ ェ ア	76,505	資 本 金	190,349
そ の 他	11,016	資 本 剰 余 金	222,118
投 資 そ の 他 の 資 産	921,767	資 本 準 備 金	162,849
投 資 有 価 証 券	735,539	そ の 他 資 本 剰 余 金	59,269
関 係 会 社 株 式	115,084	利 益 剰 余 金	3,685,720
差 入 保 証 金	42,096	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,685,720
会 員 権	2,450	繰 越 利 益 剰 余 金	3,685,720
そ の 他	27,471	自 己 株 式	△95,259
貸 倒 引 当 金	△875	評 価 ・ 換 算 差 額 等	56,121
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	56,121
		新 株 予 約 権	11,746
資 産 合 計	4,341,192	純 資 産 合 計	4,070,795
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,341,192

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,960,040
売 上 原 価		349,948
売 上 総 利 益		1,610,092
販売費及び一般管理費		943,277
営 業 利 益		666,814
営 業 外 収 益		80,437
営 業 外 費 用		1,775
経 常 利 益		745,476
税 引 前 当 期 純 利 益		745,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	191,544	
法 人 税 等 調 整 額	35,590	227,134
当 期 純 利 益		518,342

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	190,349	162,849	57,190	3,499,395	△96,110	3,813,673
会計方針の変更による累積的影響額				△69,536		△69,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	190,349	162,849	57,190	3,429,859	△96,110	3,744,137
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△262,481		△262,481
当 期 純 利 益				518,342		518,342
自 己 株 式 の 処 分			2,079		850	2,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,079	255,860	850	258,790
当 期 末 残 高	190,349	162,849	59,269	3,685,720	△95,259	4,002,927

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	40,280	40,280	10,915	3,864,869
会計方針の変更による累積的影響額				△69,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,280	40,280	10,915	3,795,332
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△262,481
当 期 純 利 益				518,342
自 己 株 式 の 処 分				2,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,841	15,841	831	16,672
当 期 変 動 額 合 計	15,841	15,841	831	275,462
当 期 末 残 高	56,121	56,121	11,746	4,070,795

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備) 8～29年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) パッケージソフト販売に係る収益認識

パッケージソフト販売では、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、パッケージソフトウェアとして販売しております。

パッケージソフト販売では、顧客が検収した時点で、当該パッケージソフトウェアに対する支配を顧客が獲得していることから、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(2) カスタマイズ開発に係る収益認識

カスタマイズ開発では、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの企画・開発販売を行っております。

カスタマイズ開発では、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法としております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(3) ライセンス&サポート契約に係る収益認識

ライセンス&サポート契約では、パッケージソフトウェアのライセンス提供を行っております。

ライセンス&サポート契約では、ライセンスを供与する際の約束の性質は、知的財産を使用する権利の提供であることから、顧客にライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

(4) クラウドサービスに係る収益認識

クラウドサービスでは、当社が開発した商品情報データベースソリューション「eBASE」を、クラウドサービスとして提供しております。

クラウドサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発における収益認識

1. 当事業年度計上額 売上高 77,122千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 II. 重要な会計上の見積りに関する注記 受注制作のソフトウェア開発における収益認識」の内容と同一であります。

Ⅲ. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部のクラウドサービスに係る収益について、従来は契約期間開始時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、受注制作のソフトウェア開発について、進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の場合は工事完成基準を適用していましたが、少額かつ期間がごく短い受注契約を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつ期間がごく短い受注契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約負債が64,580千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は13,051千円、売上原価は6,478千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,572千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は69,536千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	77,508千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する金銭債権	8,104千円
関係会社に対する金銭債務	2,443千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	18,214千円
営業取引以外の取引	65,676千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,105,562株
------	------------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	4,403千円
未払事業所税	410千円
貸倒引当金	267千円
減価償却費	1,579千円
投資有価証券評価損	12,354千円
関係会社株式評価損	1,403千円
その他	457千円
繰延税金資産合計	<u>20,876千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>24,721千円</u>
繰延税金負債合計	<u>24,721千円</u>
差引：繰延税金負債合計	<u>3,845千円</u>

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	eBASE-PLUS㈱	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託（注1）	64,836	未収入金	5,943

・取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 受取事務手数料については、子会社の人員規模等を参考に決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅹ. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----------------|-----|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 88円 | 13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 11円 | 25銭 |

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策、および従来の配当性向を維持しながら、より高い水準での株主還元を図るため自己株式の取得をするものであります。

2 取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

500,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

300,000千円（上限）

(4) 取得期間

2022年4月11日から2022年8月31日まで

(ご参考) 2022年3月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 46,059,238株

自己株式数 1,105,562株

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

e B A S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 則 岡 智 裕 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、e B A S E株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e B A S E株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

e B A S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

公認会計士 則 岡 智 裕 ㊞

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、e B A S E株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんが、
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5 月20 日

e B A S E株式会社 監査等委員会

監査等委員 永 田 博 彦 ㊞

監査等委員 福 田 泰 弘 ㊞

監査等委員 高 森 浩 一 ㊞

(注) 監査等委員永田博彦、福田泰弘及び高森浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第21期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と中長期的な事業展開を勘案し、内部留保とのバランスを考慮いたしまして、親会社株主に帰属する当期純利益ベースでの配当性向30%を基準に算出した額と、直近の配当金予想額のいずれか高い方とする方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 金5円80銭

総額 267,143,581円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第34条（剰余金の配当の基準日）を変更し、あわせて変更案第33条の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己株式の取得）を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ア．変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- イ．変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ウ．株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- エ．上記の新設・削除に伴う、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③本議案における定款変更のうち、上記①の剰余金の配当等の決議機関に関する定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとし、上記②の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更については、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(自己株式の取得)</u> 第 9 条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議をもつ て自己の株式を取得することができる。 第10条～第14条 (条文省略)	(削除) 第 9 条～第13条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載又は表 示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。 (新設)	(削除) <u>(電子提供措置等)</u> 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるも のとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準日 までに書面交付請求した株主に対し て交付する書面に記載しないことが できる。 第15条～第32条 (現行どおり)
第16条～第33条 (条文省略)	

現行定款	変更案
(新設) (剰余金の配当の基準日) 第 34 条 (条文省略) ② 当会社は毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。 (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第 34 条 (現行どおり) ② 当会社の間接配当の基準日は、毎年 9 月 30 日をとする。 (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり) (電子提供措置等に関する経過措置) 第 2 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除、及び変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会から審議の結果相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
1	つねかね こうじ 常包 浩司 (1957年3月20日生)	2001年10月 当社創業 代表取締役社長 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役会長(現任)	選任の理由 当社グループの創業者であり、これまで強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績を踏まえ、当社グループの経営を監督し、当社の企業理念や経営理念の浸透と教育に注力して、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	16,799,550株
2	いわた たかお 岩田 貴夫 (1967年6月23日生)	2003年11月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 市場開発B.U. 管掌 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	選任の理由 これまで主に食品業界を担当し、新規顧客の開拓により、当社の成長を推進してきた実績を踏まえ、今後もリーダーとして当社の業務執行と経営監督を行いBtoBモデルとともにBtoCtoCモデルの推進を行い、業容の拡大と持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	1,067,983株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
3	くばた かつやす 窪田 勝康 (1962年10月28日生)	2005年6月 当社入社 2005年9月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員CF0(現任) 2010年11月 eBASE-PLUS株式会社取締役 2020年4月 eBASE-PLUS株式会社 代表取締役社長(現任)		777,200株
		選任の理由	これまで当社CF0および管理部担当として経 理部門、人事、総務、法務部門を担当し、当 社の適法・適切な運営に寄与されてきた実績 を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のた めに適切な人材と判断し、引き続き取締役と しての選任をお願いするものであります。	
4	にしやま たかし 西山 貴司 (1966年7月3日生)	2001年10月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員 2013年4月 当社取締役執行役員 大阪ソリューションB.U. 管掌(現任) 2018年6月 eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)		1,323,100株
		選任の理由	これまで大阪を中心とする西日本地区の営業 拡販を行うとともに、住宅業界、家電業界で の商材えびすの普及を推進し、住宅業界では 「e住なび」によるデファクト化を推進して、 持続的な企業価値向上の実現のために適切な 人材と判断し、引き続き取締役としての選任 をお願いするものであります。	
5	うえの まさひこ 上野 雅彦 (1969年1月28日生)	2007年4月 当社入社 2008年10月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員 東京ソリューションB.U. 管掌(現任)		48,140株
		選任の理由	これまで東京を中心とする東日本地区の営業 拡販を行うとともに、大手顧客への拡販とデ ファクト化を推進し、今後の関東圏での更な る業容の拡大を推進して、持続的な企業価値 向上の実現のために適切な人材と判断し、引 き続き取締役としての選任をお願いするもの であります。	

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 常包浩司、岩田貴夫、窪田勝康、西山貴司、上野雅彦の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が 填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区芝田一丁目 1 番35号
大阪新阪急ホテル 2階 星の間

(会場案内図)

